

農地利用最適化推進委員候補者募集（追加公募）

農業委員会 ☎ 79-7811

任期：農業委員会会長より委嘱を受けた日から～令和9年4月30日

選出人数：農地利用最適化推進委員5名

平良2区（東仲宗根添の一部）、平良4区（東仲宗根、下里、西里、東仲宗根添の一部）、
城辺2区（新城の一部）、城辺6区（砂川・友利）、上野2区（上野・新里）

募集期間：令和6年5月21日（火）～6月14日（金）まで

申込・受付：宮古島市農業委員会事務局（宮古島市役所2F）

資格要件：宮古島市において耕作農地を有している者、および宮古島市税納付等の公的義務を果たしている者等。

※詳細は、募集要項をご覧ください。

募集要項、応募書は宮古島市役所のホームページからもダウンロードできます。

ヤシガニの捕獲禁止期間のお知らせ

環境保全課 ☎ 79-5283

毎年6月1日～8月31日の期間（繁殖期）は、保護区域外でもヤシガニの捕獲が禁止されます。期間内は個体を見つけても捕獲されないようにお願いします。

その他、以下規制もありますので捕獲の際は条例の厳守をお願いいたします。

宮古島市ヤシガニ保護条例（規制概要）

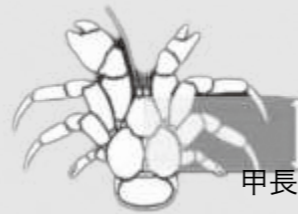
1. 保護区域内（池間島北部海岸、宮古島の間那津海岸および城辺七又海岸、来間島南東部海岸）では、すべてのヤシガニが周年捕獲禁止となります。

2. 保護区域外でも、以下の規制があります。

※甲の大きさ（甲長）8cm未満の小型個体および甲長12cm以上の大型個体は、周年捕獲禁止です。

※抱卵雌（卵を抱えている雌）は、周年捕獲禁止です。

※毎年6月1日～8月31日の期間（繁殖期）は、すべてのヤシガニが捕獲禁止となります。



サキシマハブの目撃情報について

環境保全課 ☎ 79-5283

サキシマハブの死骸が3月30日に平良港において発見されております。

宮古保健所が平良港周辺に罠を30台設置しております（4月10日～8月上旬）。

市民のみならずには、罠を見かけても触れないようお願いいたします。

また、サキシマハブを見かけた際には近寄ろうとせず、下記へ連絡をお願いいたします。

宮古島市役所環境保全課（TEL：0980－79－5283） 宮古保健所（TEL：0980－72－3501）
宮古島警察署（TEL：0980－72－0110）

罠の設置箇所（平良港周辺）



ハブ罠の形状



沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業



小児・障がいのある方は対象航空運賃の還付請求ができます！

■対象期間

R6年4月1日～R7年3月31日までの搭乗分

■請求期限 **R7年4月3日（木）**

※期限日前は窓口が混み合いますので、搭乗後その都度申請されることをお勧めします。

■請求に必要なもの

- ①搭乗が確認できる書類（搭乗券・搭乗案内・運賃種別の記載がある搭乗証明書）
- ②領収書（①で運賃種別が確認できない場合は、運賃種別の記載がある領収書） **領収書の宛名は搭乗者本人または請求者で提出をお願いします。**
- ③口座名義人、口座番号、金融機関、支店名などが確認できる通帳・キャッシュカード
- ④離島住民割引運賃カード
- ⑤身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳の写し
- ⑥印鑑（シャチハタ不可）
- ⑦窓口に来庁される方の本人確認書類（免許証等）

■航空運賃の還付請求ができる方

沖縄県離島住民割引運賃カードをお持ちの方で下記に該当する方

- ①小児（搭乗日時点で11歳以下）
- ②障がい者手帳（身体・精神・療育）をお持ちの方及びその付添い1名

※還付対象となる運賃種別は「離島割引運賃」及び「小児運賃」「障がい者割引運賃」（ANA・スカイマーク）となり、「先特割」「特割」等の運賃は還付請求対象外です。

JALグループについては新料金体系への移行に伴い、小児・障がい者運賃が廃止となっています。

【還付対象・還付金額】

対象路線	航空運賃及び対象者（片道）			
	※離島割引カードをお持ちでない方は対象外です。			
	離島割引運賃		小児運賃	障がい者割引運賃
	小児	障がい者		
宮古-那覇	1,850円	1,200円	3,900円	4,650円
宮古-石垣	1,200円	750円		
下地島-那覇	1,000円	1,000円	3,600円	3,600円

【受付時間】

8:30～12:00、13:00～17:15

☆お知らせ☆

還付請求申請には領収証の添付が**必須**となります。
※e-チケットお客様控えは使用できません。

☎ 市民課 ☎ 72-3751(代)

宮古島市小学校6年生離島割引航空運賃助成金のお知らせ

沖縄県の「沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業（以下「離島コスト）」では満12歳に達した児童は還付の対象外となるため、同じ小学6年生の間でも還付を受けられる児童と受けられない児童が生じていました。

そのため令和6年度より「宮古島市小学校6年生離島割引航空運賃助成金」を設立し、12歳の誕生日を迎えた小学6年生に対して11歳までの児童と同等の助成を行うこととしました。

【対象者】

令和6年度中に12歳の誕生日を迎えた小学6年生

【請求に必要なもの】

上記「沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業」の①～④、⑥、⑦と同じ

【還付対象路線及び航空運賃種別と還付金額】

還付対象路線・還付金額とも「沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業」と同じ
運賃種別は「離島割引運賃」のみ（満12歳は小児運賃を利用できないため）

※その他、対象期間・請求期限等は「沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業」と同じです。